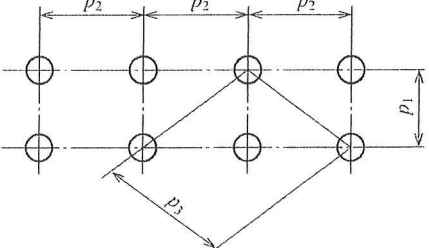
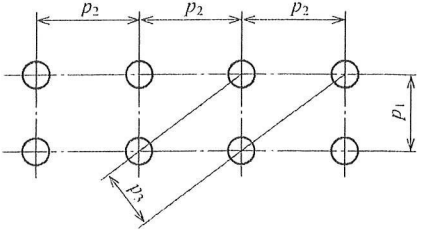


圧力容器構造規格の解説
平成 29 年 2 月 9 日発行 改訂第 2 版 正誤表

| ページ | 誤 | 正 |
|--------------------|---|---|
| 42 頁 | <p>【計算例・2】</p> <p>・・・</p> <p>① 半だ円体形鏡板の形状による係数Kを求める。</p> $K = \frac{1}{6} \left\{ 2 + \left(\frac{D}{2h} \right)^2 \right\} = \dots = 1.355 \text{ (mm)}$ | <p>【計算例・2】</p> <p>・・・</p> <p>① 半だ円体形鏡板の形状による係数Kを求める。</p> $K = \frac{1}{6} \left\{ 2 + \left(\frac{D}{2h} \right)^2 \right\} = \dots = 1.355$ |
| 133 頁 追加 | --- | <p>附則（平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省告示第 196 号）の条文を追加 （本正誤表の裏面参照）</p> |
| 136 頁 ↓1, ↓7 | <p>この式において, $P, P_o, \sigma_a, \sigma_o, t_a$ 及び α は, それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>・・・</p> <p>σ_o 当該箇所に生じた応力の最大値 (単位 N/mm^2)</p> | <p>この式において, $P, P_o, \sigma_a, \sigma_s, t_a$ 及び α は, それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>・・・</p> <p>σ_s 当該箇所に生じた応力の最大値 (単位 N/mm^2)</p> |
| 138 頁 備考 | <p>備考 1 ・・・</p> <p>2 図中の記号は次による。</p> <p>・・・</p> <p>R_s 外部ジャケットの内半径</p> | <p>備考 1 ・・・</p> <p>2 図中の記号は次による。</p> <p>・・・</p> <p>R_j 外部ジャケットの内半径</p> |
| 259 頁 図 10 a) | <p>図中の記号の意味は, 次による。</p> <p>・・・</p> <p>t_1, t_2, t_o: すみ肉溶接ののど厚 (mm)</p> | <p>図中の記号の意味は, 次による。</p> <p>・・・</p> <p>t_1, t_2 及び t_o: すみ肉溶接ののど厚 (mm)</p> |
| 261 頁 図 11 | <p>図中の記号の意味は, 次による。</p> <p>・・・</p> <p>t_1, t_2, t_c: すみ肉溶接ののど厚 (mm)</p> | <p>図中の記号の意味は, 次による。</p> <p>・・・</p> <p>t_c, t_1, t_2 及び t_3: すみ肉溶接ののど厚 (mm)</p> |
| 401 頁 図 M. 1a) |  |  |

附則（平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省告示第 196 号）

- 1 この告示は、公示の日から適用する。ただし、改正後の圧力容器構造規格第 2 条の表第 3 号（日本工業規格 G3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管）に係る部分に限る。）、第 45 条、第 53 条、第 54 条及び第 55 条第 2 項の規定は、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この告示の適用の日において、現に製造している圧力容器又は現に存する圧力容器の規格については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、同項に規定する圧力容器又はその部分がこの告示に適合するに至った後における当該圧力容器又はその部分については、適用しない。

58 附則関係

第 2 項の「現に製造している」及び「現に存する」の意味については、I の第 2 の 69 によること。
 （平成 15 年 4 月 30 日 基発第 0430004 号）

【関係通達】

I の第 2 の 69（ボイラー構造規格附則関係）

第 2 項中「現に製造している」とは、現に設計の完了（設計の大部分を終了している場合を含む。）以降の過程にあることを、また、同項中「現に存する」とは、現に設置されていること、廃止して保管されていること及び現に製造が完了しているがまだ設置されていないことをいうものであること。

（注）「第 2 項」とは、「圧力容器構造規格附則第 2 項」と読み替えること。

附則（平成 28 年 7 月 21 日厚生労働省告示第 291 号）

- 1 この告示の適用の日において、現に製造している圧力容器又は現に存する圧力容器の規格については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定は、同項に規定する圧力容器又はその部分がこの告示による改正後の圧力容器構造規格に適合するに至った後における当該圧力容器又はその部分については、適用しない。

2 経過措置

- (1) 本告示の適用日において、現に製造している圧力容器又は現に存する圧力容器の規格については、なお従前の例によること。
- (2) (1) の措置は、(1) に規定する圧力容器又はその部分が改正後の構造規格に適合するに至った後における当該圧力容器又はその部分については、適用しないこと。

（平成 28 年 8 月 2 日 基発 0802 第 1 号）